

令和5年度町政懇談会議事録

- 1 日 時 令和5年10月18日(水) 14:00～15:36
- 2 場 所 サンフレッシュ白河 1階研修室(白河市)
- 3 出席者 伊澤町長、徳永副町長、平岩副町長、舘下教育長、横山復興推進課長、藤本建設課長、中里住民生活課長、相楽健康福祉課長、中野農業振興課長、朝田戸籍税務課長、木幡教育総務課長兼生涯学習課長、鈴木秘書広報課主幹、松原支援員(13人)

4 町民出席者 18人

5 町長あいさつ概要

今年度の町政懇談会は、残る帰還困難区域の避難指示解除に向け、先行的に下長塚及び三字行政区で除染を実施することとなった特定帰還居住区域復興再生計画について、令和6年度町税の課税の方向性について、除染後農地の保全管理から営農再開について、町内のごみの出し方について、お墓参りの際のコールセンターの受付について説明し、町政全般について皆さまからのご意見をお伺いしたい。

○町内復興の取り組みについて

1) 駅西地区生活拠点等の整備については、町民の皆さまの帰還や就業者、移住者向けの生活環境を整備している駅西住宅は、戸建住宅30戸、集合住宅56戸の計86戸を県が代行して段階的に進めており、北エリアについては全39戸の建設が完了した。現在39戸のうち35戸に入居されている。南エリア47戸については、昨今の世界情勢の大幅な変化により資材調達に時間を要し、当初予定から7カ月遅れの令和6年5月末入居予定となっている。南エリアについては、全47戸のうち事前登録にて15戸が入居予定となっており、残りの32戸については、令和6年1月頃を目途に入居者の募集を開始する予定。

2) 駅東地区の整備については、復興まちづくり計画(第三次)において旧町体育館跡地に商業施設の整備や国登録有形文化財に指定された旧田中医院の洋館を活用した交流の場の創出など、駅前から双葉厚生病院までの通りを町が先行して整備を行い、そこから波及して民間事業者などが参入し駅東に広がっていきけるような方策などを検討し進めていく。

駅東周辺での商業施設の整備については、現在、建物の設計をしている。商業施設の担い手となる事業者の公募を行い、3件の業者と現在調整を行い、令和7年度のオープンを目指して進めている。

また、役場庁舎隣接地へ小売店の整備も計画しており、町民の皆さんの生活環境の向上につなげていきたいと考えている。

3) 特定復興再生拠点区域内の営農再開への取り組みについては、除染後の農地は、羽鳥地区をはじめ町内6地区において、営農再開に向けた保全管理が行われている。本事業は、原則避難指示解除後3事業年度とされている。本町においては令和6年度までがその実

施期間となっている。

令和 2 年度に策定した双葉町地域営農再開ビジョンにより、令和 7 年度の営農再開に向け、地区ごとの話し合いによる地区の担い手選定や営農計画づくりを支援していく。特定復興再生拠点区域外の農地については、除染後に営農再開できるように、避難指示解除された地区同様、地区での話し合いによる営農計画づくりが進められるように支援していく。

4) 町内の防災対策については、今年度から防災行政無線を運用開始し、防災情報を屋外スピーカーや各家庭に貸し出し可能な戸別受信機を通じてお知らせする。災害が発生した場合には必要に応じて町コミュニティセンターや産業交流センターに避難所を開設する。本年 8 月には、地域の安全・安心を守るため双葉町消防団の基幹分団である第 1 分団と第 2 分団の拠点となる消防屯所を先行的に整備し完成した。

5) 町内の学校再開については、町内に町民の方が戻るとともに、新しい町民の方が転入され、それぞれの暮らしがはじまっている。現在町内にお住まいの世帯の中にも就学児童・生徒がおり、浪江町の学校へ区域外就学している。

町内での学校再開へ向けた取組みについては、本年 5 月に双葉町学校設置検討委員会を立ち上げ、町内での学校再開に向けて、学校教育の在り方や再開時期等について検討を進めている。

○高速道路通行料金、医療費の一部負担等の免除について

高速道路の無料措置については、無料措置期間が延長となり新しい通行カードがお手元に届いていることと思いますが、さらに延長となるよう引き続き国に求めていく。

また、医療費の一部負担金等の免除、その他、現在実施されている町民に必要な生活再建に係る支援等についても引き続き継続されるよう、国及び県、関係機関に働きかけていく。

6 説明

- ①特定帰還居住区域復興再生計画について（中里住民生活課長）
- ②令和 6 年度町税の課税の方向性について（朝田戸籍税務課長）
- ③農地の保全管理から営農再開について（中野農業振興課長）
- ④町内のごみの出し方について（中里住民生活課長）
- ⑤お墓参りの際のコールセンター受付について（中里住民生活課長）

7 懇談概要

（羽鳥：男性）

固定資産税について、富岡、浪江町は家屋解体後の更地に、売り地の看板が散見されるようになってきた。住んでいない家の土地の固定資産税も負担になっているのではないかと思う。私事だが、西郷村にずっと避難していて、年間 10 万円弱の固定資産税を納付している。また、おそらく今年からだと思うが、住民票を持たない世帯に対して、公共サービスに関わる手数料という名目で 6,000 円徴収されており、9 月に納付してきた。現在避難しているところで 10

万円以上を固定資産税その他として負担しているが、帰還困難区域で固定資産税の問題が出てくるのは、ずっと先だと思っているが、やはり、先行解除された区域の方々のことを思うと、固定資産税について色々大変だなと思っている。固定資産税の定義は、行政サービスに対する対価か。

(伊澤町長)

そうではない。

(羽鳥：男性)

少し記憶は曖昧だがシャープ勧告で、行政サービスに対する対価として固定資産税を定めたと記憶している。したがって、これから2分の1減免ということだが、固定資産税が、双葉町と避難先で二重の納付義務が生じることになる。

また疑問に思うのは、平米あたりの算出基準について、よく路線価というようなことを聞くのだが、双葉町に路線価はあるのか。

(伊澤町長)

路線価はある。

(羽鳥：男性)

例えば、長塚や新山、駅西、両竹、浜野と帰還困難区域の上羽鳥、山田等の地区でどんな基準で2分の1免除になっているのか。

(朝田戸籍税務課長)

固定資産税については、それぞれが持っている家屋や土地、償却資産等の固定資産に対して評価をして、課税標準額を求めた上で、固定資産税の税率をかけて出すものであり、シャープ勧告によるものとは少し違うと考える。確かに、自分の住んでないところにある土地、家屋といったものに課税されては困るという気持ちもわかるし、二重になっているのではないかとというような気持ちもわかるが、所有する固定資産税にそれぞれ課税するので、ご理解いただきたい。

また、震災前と現在の評価額だが、避難指示が解除になった区域の方については、春先に、固定資産税の減免通知書をお送りさせていただいているので、その中に評価額あるいは課税標準額があるのでご確認いただきたい。

(羽鳥：男性)

現在、私は該当しているわけではないのだが、今後皆さん二重に負担せざるを得なくなってくる。自らのことで、こういう生活を強いられたのであるならば仕方ないが、いわゆる被害者として、例えば私は今後50年生きるわけだから、50年間負担していかなくてはならないというのは大きな負担だ。

(朝田戸籍税務課長)

負担が大きいということは重々承知しているが、先ほどの質問にあった固定資産税の根拠となる土地の評価については、不動産鑑定士などの専門家や有識者のご意見もお聞きしながら、また、家屋については、再建築価格を基準として、減点補正率をかけて、評価額を基に算出することとなっている。

また、住んでいないところの固定資産税というお話があったが、住んでいるかいないかに関わらず、土地や家屋を所有していれば、その所有者に固定資産税が課税されると国の定めている地方税法で決まっているのでご理解いただきたい。

(羽鳥：男性)

震災後亡くなった方が結構いると思うが、そういった方々の土地家屋というのはどのような

扱いになるのか。

(朝田戸籍税務課長)

相続放棄となるとまた別の話となり、双葉町に該当する方(相続人がいないという事例)が今までいなかったなので、個別の事情については、それぞれ個別に伺わせていただければと思う。

(山田：男性)

配布された資料に書かれてあるが、20mSv/年はあくまで避難指示解除の基準として、町としては1mSv/年まで低減するよう国に求めるということだが、全然手を加えないで、国に何を求めるのかと思う。空間線量も一定ではないから平等ではない。それを低減するというのは、国はどうするつもりなのか。また、町としてもどのように国に求めるのか。

(中里住民生活課長)

特定帰還居住区域について、帰還困難区域にお住まいだった方へ帰還意向の調査を実施させていただいたところだが、帰還意向があるという方のご自宅の周りや生活圏について、戻りたいという方を中心に国がしっかりと除染をして避難指示を解除するというような流れになる。

(山田：男性)

それでいいのだが、最初の話で、土地含めて全部元通りにして返しますという言葉はどこにいったのか。

(中里住民生活課長)

おっしゃる通り町としても、戻りたい人に特定帰還居住区域という制度はできたが、戻りたい人だけ戻って、田んぼや山などはもう除染なくていいということは絶対はない。町としても、国に対して線量を低減させて全域を避難指示解除させるという方針は少しも変わっていない。ただし今回の段取りとして、まずは戻りたい方が戻っていただけるような取り組みをして、山や田んぼなどその他のところについては、今後やっていただくように、国に対しても全域避難指示を、元通りになるようにやっていただきたいということは、町としては引き続き求めていくので、ご理解いただきたい。

(山田：男性)

元通りにして返すのだから、それは当然東電もしくは国が、線量が高くとも平等に除染してもらわないといけない。線量が高いところも何か手を加えて下げる方法を考えて同時にやってもらわなければならない。線量が低い方からやって、高いところは放置される。そんなことになった時はどうするのか。

(中里住民生活課長)

私も町民なので、お気持ちはよく分かる。町内全域を元通りにして、線量を下げて帰れるようにしろというのは、本当に皆同じ気持ちだと思う。ただ、残念ながら除染はすぐできる話ではないと思っている。その中でどこかで順番を決めるとなった時に、戻りたい方の気持ちを1番目に優先的にやってもらうというのが国の考え方である。場所についても、どこを最初にやるのかという話になった時に、西の端からか、東の端からか、南からやるかなど考えは様々あると思うのだが、まず戻りたい方が優先してふるさとに戻っていただけるように進めていくというのが国の考え方である。一刻も早く全ての区域の避難指示が解除されるよう除染をしっかりとさせていただくように、町としても強く国に求めていくことをお約束したい。

(山田：男性)

意向調査する前にちゃんと除染したから戻ってくださいよとお膳立てしてから意向調査するならいいが、あっちは除染しない、こっちは除染した、だから帰ってもいいよ。それで意向

調査して誰がいいというのか。私は逆だと思う。意向調査して帰らなかったら、そこはやらないのか。そこは除染が後回しになるのか。

(中里住民生活課長)

最終的にはやることになると思うが、順番としては、今回は該当にならない場合もある。戻りたいという方の生活圏ということでお約束しているので、今回は戻らないというご意向があった方については、今回は避難指示解除に向けた、除染をしない場合ももちろんある。ただ、戻りたいという方の部分についてはしっかりと避難指示解除に向けて、除染するような形でまず今回については取り組みさせていただきたいと考えている。

(羽鳥：男性)

生活再建支援金は帰還困難区域と先行解除区域とで全くの不平等である。帰還困難区域の方は請求できない。国に対し声高に言ってほしい。

(伊澤町長)

まず、国は時間がかかろうとも、全域の避難指示解除ということは明言しているので、これはやってもらうのは当たり前である。ただ、優先順位はどうしてもつけざるを得ないということは理解していただきたい。そのために、今回の意向調査、帰還意向の高いところはやはり優先的に手を下すという状況になるというのは、そのための今回の意向調査だと捉えている。

次に、被災者生活再建支援金については、たしかに帰還困難区域の方々には該当しない。だが、帰還困難区域が避難指示解除される時期は必ず来る。それまで被災者生活再建支援金に関しては継続をしてもらうというのは当たり前だと思っているし、時期がちょっと遅れるが、それはしっかりと対応できるように、国には常々話している。

(羽鳥：男性)

亡くなったら申請できないと思うが、その不平等をなんとか解消してほしい。

(伊澤町長)

まず、戻りたいのに戻れないというのが1番皆さんに対してのストレス、1番のデメリットだろうと考えている。

今回、今までの制度と少し変わったのは、特定帰還居住区域というのは、皆さんの希望を優先させようということで始まった制度である。そういったことで、戻る意思のない方、今回の意向調査を見ていただいて分かるように、発送数が565部で、返送世帯数は半分以下の212部となっている。まずは皆さんの意向を示していただきたい。もし意向調査に回答していないという方がいたら、しっかりと戻るという意識を持っている方は回答していただきたい。それによって各行政区の数値が変わってくるので、帰還意向が高ければ高いだけ優先順位は高くなると考えていただいて結構である。

町としても、どこから取り組むかというのは本当に判断しづらい。だが、帰還をするという意識の高い地区を当然優先的に除染、解体をしなくてはいけないと思っているので、申し訳ないが優先順位をつけさせていただくことになる。決して誘導しているわけではないが、山田行政区、羽鳥行政区においても帰還意向が高ければ、当然優先度は高くなっていく。しかしながら、そういう意向が低いからやらないということではない。帰還意向が低い数値の行政区に関しては、どうしても優先順位は先にはならないが、そこも必ずやるようになる。というのは、時間がかかろうとも、帰還困難区域全域の避難指示解除をすると国は言っているので、やってもらわなくてはおかしい。ただ、皆さんの気持ちを考えると私としては、本来は戻る、戻らないに関わらず震災前の状況に戻してから、皆さんの意向を確認するのが本来の筋だと思う。だ

が、予算の関係上、どうしても税金がかかっているのに、戻す意識の低い地区に税金を投入するという点に関して、本来はそんなことはあってはならないのだが、国民理解というものがどうしてもだんだんとこの福島の被災、原子力災害に関して風化が始まっている。福島の現状を分からない国民があまりにも多い。国の政治家もそうである。実際に現場に来てもらって初めて、双葉町ってまだまだ大変だねということをややく分かる政治家が多く、現状を分かっていない方が多い。国の方でも、福島の復興はもういいのではないかという国会議員がいるように聞いている。まだまだ福島の中でも復興が進んでいるところ、双葉、大熊のようにようやくスタートしたばかりのところ、こんなに差があるということを知っている人が多いので、それが分かるための取り組みというのは、町としても常に国の方々に来ていただいて、現地を見てもらっている。現地を見てもらわなければ我々の言ったことが理解できない。そういった取り組みは町として精一杯やっている。そのため、我々としては、必ず双葉町の全域を避難指示解除するという事は、完結しなくてはならないと思っているし、当然すべきだと思っている。被災者生活再建支援金についても、避難指示解除できなければ対象外になるので、今は対象外でも、必ず避難指示解除することによって対象になる。ただ残念なのは、その間に亡くなってしまっている人がいるということのご指摘だと思う。これに関しては非常に申し訳ないが、救済措置があるかどうかということ、しっかりと今後、国と協議をさせていただきたいと思う。

(中里住民生活課長)

町長の発言を一部補足させていただきたい。生活再建支援金については、帰還困難区域の方でも該当はする場合がある。ただしそれは、全壊の判定と大規模半壊の判定の場合である、中には公共用地等で該当にならないところもあるが、家屋が半壊して環境省が解体するのは、既に避難指示が解除されたところでは解体できるが、帰還困難区域では家屋解体ができない現状になっているので、そういった面で、帰還困難区域は該当にならないので、解除区域との差があるのご意見であったと思う。

(山田：女性)

今回の意向調査で対象となる中には農業をやっていた方もいると思うが、帰らないと回答すると、そこで打ち切りという形になるように思えるので、この調査の中には、やると言っても、戻りますって言わないと、除染、解体はできないという感じがする。実際、我々はこっちに来ては宿借りである。これから戻す中で、戻りますよって言っても実際はもう全部家も取り壊しになるのではないかと。そうすると、どこから農家の機械などを持ち出してくるかというのが1つの問題である。結局、農業をやるにしても何にしても、全然ライフラインもない。ポツリポツリと戻ると言ってもその人たちのライフラインはどういう形で町が対応するのか。この中の何人か戻ると言ったところで、そのライフラインが果たしてどこまで町で見えてくれるのか疑問が生じる。

(中里住民生活課長)

ほとんど整っていないのに家の周りだけ除染して解除。じゃあ戻ってくるのかっていうご懸念は、本当にその通りだと思う。

先ほど資料でご説明した通り、避難指示を解除するための3要件があり、その中に線量の低減もあるが、インフラが整備されていないと解除してはいけないというのも、避難指示解除の要件の1つである。今、上下水道や電気などのインフラを、町に戻ってきていただけるように、町だけでなく水道企業団等の関係機関ともしっかりと調整をさせていただいている。

そして、区域をお示しして戻っていただくためには、必ずそれは整備をするということで、今、町の方では取り組んでいるので、関係機関と連携して、しっかりと安全、安心して戻っていただけるようにやっていきたいと思うので、ご理解をお願いします。

(山田：女性)

ちょっと疑問に思うが、それは私が死んでからだと思う。それでもやはり、双葉町そのものは、私たちは捨てがたいというのは皆同じだと思う。しかし、全て復興するためには、全部取り壊ししなければいけないし、綺麗に整地されてこそ、自分の住むところがしっかりと決まるはずである。しかし、これも国、県と市町村の話し合いの中でどこまで通じているか、その疑問もあるのだが、なんだかんだ言っても、今の状態ではやはり補助金の問題も絡んでくると思うので、なんとも言いようがない。ただ、これからのことを考えていただけるならば、やはり今は特定復興再生拠点の方が優先だろう。家もまだ半端に取り残されているところもある。そのような状況を見てみると、山田地区なんて本当にまだまだわからないという感じもある。

私たちはこれから年をとって老人ホームに入る時、問題になるのだが、やはり住所を移転しなければ入れないのだろう。そうした場合なかなか面倒である。

(中里住民生活課長)

現在、町としては、安全、安心に戻ってきていただけるようにインフラを整備して、整備しないと戻れないという条件なので、先ほど資料でお話をした通り、先行して下長塚と三字については、住民の皆さんに説明会を開かせていただき、区域を示し、国の方に申請をして、認定という運びになったものを、もちろん山田や石熊、羽鳥の一部等の、帰還困難区域になっているところについては、なるべく早めに皆さんに区域案を行政区長や住民の方お示しできるように作業を進めているので、もう少しお待ちいただければと思う。

住所の話になるが、原発避難者特例法という法律があり、我々は避難をさせられているので、住民票を双葉に残したままでも公共サービス、福祉や介護、教育といったサービスは、もちろん一部該当にならないのもあるかもしれないが、基本的なものに関しては、異動しなくても避難先の住民の方と同じようにサービスが受けられると法律で定まっている。また、住民票を移したとしても、例えば一部負担金の減免や、国民健康保険税の話などは、国の方で双葉町に住民票がある方と同じような形で、制度的に同じくしてくださいと全国の自治体に言っている。

この会が終わってからしっかりとお話を伺いたいのだが、そういう制度的なものについては、避難しているから不利益を被るといことがないように制度が定められている。住民票の問題については、もちろんいずれ移すというような話になるのかもしれないが、今すぐ移してくださいということにはなっていないので、いわき市や先行して解除された自治体もまだそうっておらず、双葉町も住民票を移してくださいとは言われていない。

(山田：女性)

施設に入る時に、住民票をこの施設のある自治体に移さなくてはならないと聞いて、一度移したら町民には戻れない、双葉の住民票は取れないと聞いた。

(伊澤町長)

先ほど住民生活課長も言ったように、双葉町はいわゆる強制避難である。双葉町から避難しなさいという、国の指示のもと我々は避難させられたわけである。そのため、避難をしたから住民票がそれぞれの避難先になく、まだ大半の方は双葉町にある。その避難先自治体の行政サービスは、そこに住んでいる人たちと等しく同じサービスを受けることができるということは法律で定められている。高齢になって体が不自由になったから施設に入らざるを得なくなったとき、今までは原則的には住民票を移さなかったら入れないとなっていたと思うが、実はそ

れもしなくていい。住民票を双葉町に置いたまま入居できることになっているので、そのように言うところは、おそらくその避難先自治体もしっかりと理解していないのである。そのため、どうしても特別養護老人ホーム等に入るときに、避難先の施設に住民票を移してと言われて移してしまい、居住実態のない双葉町に住民票を戻せないというのが原則である。もしそのような避難先で説明されたことが理解できない、おかしいと思った時は、町の方に連絡していただきければ町で対応する。これは、ほとんど皆さん分かっておらず、随分言っているのだがなかなか皆さんに直接お会いする機会もなく、町のいろいろな広報とかでお知らせしているのだが、残念ながら、あまりご覧になってないっていうことで分かってないというのは現状である。

ここにいる皆さんは少なくとも理解していただいたと思うので、周りの方でそういう方がいたら、そのように町の方に連絡してみると、まず説明よりも町の方に連絡していただければ、町の方でその対処はさせていただく。基本的にそのように決まっていながらも、理解している自治体と理解していない自治体が、やはり自治体の中でもある。住民が増えるということは、いわゆる交付税の交付の措置が変わってくるので、住民を増やすというのは基本的にどこの自治体でもしたいと考えている。

分からないでやっている場合が多いので、その部分が担当でもそれを理解していない方が結構いるみたいなので、皆さんぜひ町の方に問い合わせをしていただければ、ある程度解決できると思う。

(徳永副町長)

少し補足させていただきたい。被災者支援関係の法律は町長が申し上げたとおりである。ただし、全てができるというわけではなくて、ものによってはできないものもあるので、個別案件で、もし避難されている自治体の方で受けられないサービスがあるというようなことを言われた時には、まず役場の方に相談してほしい。

確か特別養護老人ホームは、震災の前から元々そこに住所がないと受けられないサービスだった。ほとんどのサービスは避難先でも同じように受けられるのだが、ものによっては受けられないものがあるので、そこはもう遠慮なく役場の方に相談していただいて、この避難先でこういうサービス受けたいけど受けられないという質問を、役場の方にしていただければと思う。

(山田：女性)

私は再三にわたってお墓のこと何回も話しているのだが、山田地区の場合はいつ戻れるのか、本当に生きているうちに戻れるのかどうかと考える。山田に戻るのは今のところ自分のお墓なのだが、お墓に行く時に道が壊れていて車で入っていけない。だんだん高齢者も多くなってきているし、歩いてはとでも行けない。お墓の入り口とちょっとした駐車場ができれば整備をしていただきたい。自宅には多分戻れないと思うので、お墓に行くためにそこを直してほしい。

(藤本建設課長)

その件に関しては行政区長からも要望があり、今、県、環境省も含めて駐車場の方を検討している。道路に関してはちょっと難しいかもしれないが、そちらの方も検討させていただいているので、しばらくお待ちいただくようお願いする。

(山田：女性)

皆年寄りになってしまって、あそこのお墓に行くと地域の人と会うので、そうしたら皆和やかにお話しができて、それがまた楽しみでもある。是非お願いしたい。

(山田：女性)

双葉町に特別養護老人ホームを造る予定はないのか。または双葉郡で造る予定はないのか。

(伊澤町長)

双葉町にはせんだんという特別養護老人ホームがあり、今はいわき市に仮設で運営している。せんだんの方には、双葉町に戻ったら建設するという約束のもと仮設でやっているのだが、問題は経営にも関わってくる。結局、特別養護老人ホームと言っても、やはり経営していかなくてはならない。儲ける必要はないが、トントンぐらいになればいいだろうというぐらいの感覚でやってもらっているが、双葉町に例えば、特別養護老人ホームを造ったとき、どれだけの方が特別養護老人ホームに入るだろうか。例えば60床、80床あって、その10分の1も入らなかったとしたら、完全に運営ができなくなる。まずは、入る人たちの実数が把握できないと非常に厳しいということと、そのようなことを双葉町としてやらないということではなくて、広域連携で町単独でやる事業ではないだろうと考えている。近隣の浪江町や大熊町でも同じ問題になっており、各自自治体同士で調整をして、そのような施設を連携して造ろうという協議が始まっている。優先順位ということになると、またそれは別の問題なのだが、ただ、高齢者はどこに行っても高齢者で、将来的にそういう施設にお世話にならなくてはいけない状況になるだろうと考えているので、町単独でというのは、この状況では各被災自治体は厳しい状況にあるので、だったらお互いの町で応分の負担をしながら1つ作ることによって、なんとかクリアしていこうと考えている。そして人数が多くなった時には、またその次の検討に入れば良い話であって、まず近隣の町村と連携して造っていくような考えで調整している。

(下条：男性)

駅前あたりの店舗について聞きたいのだが、条件等色々検討しているのだが、その店舗の中に住めるような状態の建物はあるのか。

(横山復興推進課長)

駅周辺の商業施設について、新聞報道で出たところだが、役場の隣にはイオン東北が出店いただくことになり、そこは店舗だけである。また、体育館跡地に飲食店が3店舗出店するが、これも店舗のみである。

(羽鳥：男性)

最後に、先ほどのお墓参りの件に関連して、鳥獣問題、特にクマ、イノシシ、サルについて、本当に怖くて入れない。実はクマを見てしまって、やはり出るのだと思った。そしたら県に連絡しなくてはならないということで、調査に来てもらったのだが、サルは県の調査で、双葉町内では寺沢、松倉の群れと山田、石熊の群れの2つ確認されている。

また、クマはもう30年前からおり、北海道や秋田も行政がパンクするぐらい動物愛護団体から抗議がある。双葉としてもイノシシの罠に間違っただけでクマもかかったとき、動物愛護団体からは山に帰せと言われる。阿武隈山地あたりは人が住んでいるのだから対応は必要。そういうことで、野生鳥獣問題で特にクマについて、本当にお墓参りが怖くてできないので、以前にお話した通り対策をお願いしたい。

(中野農業振興課長)

まず、サルの話についてはおっしゃった通り今2群プラス1、高瀬からの1群と、石熊の方に1群、山田の前川原に1群ということで、町内にいる2群について、大体100頭少しぐらいということで、去年の調査でそういう報告が出ている。今年もまた調査をして、来年サルの管理計画を作って、追い出すような形になると思うのだが、そういう計画を作ってからでな

いと捕獲することができないので、まずそういう準備をしている。

ご懸念のクマの話だが、数年前に山田地区で、少しカメラに映ったので、防災無線でずっと流していた経緯があった。そして最近、そういう影を見たという話もあったのだが、そこははっきりとしていなくて未確認である。イノシシの罠にもかかってはいない状況ではあるが、いたらどうするのかというお話かと思うのだが、現在町の方で捕獲の許可権限がないので、結局、県に任せることになる。まず、見たら近づかないようにして、ご連絡を必ずいただきたい。あとは警察と県の方で対応を第一次的にはやろうと思っている。まずは、近づかないことが大事。山の方は中通りでは結構いるということで、今警報が出ているかと思うが、山の中に皆さん山菜等をとるために春先に入られるかと思うが、そういうことに気を付けて入っていただくとか、なるべくそういう警報が出ている間は入らないようにしていただければ幸いである。まずは皆さん近づかない、逃げようとする追っかけてくるという習性もあるので、そこは気を付けていただきたいというものの、秋田の方では町の中とか、自宅の敷地内も出ているということもあるので、気をつけていただくしかない。ただ、双葉町ではまだそういう話は具体的には出てきていないので、一時立入り等で皆さん入っていただく機会があると思うので、まずは気をつけていただくということしか言いようがないのだが、そのような情報があつたら町にご一報いただきたい。

(伊澤町長)

イノシシは、実は伝染病の大流行でいなくなり、今はもうほとんど我々も見していない。サルは1番難しい。1番のルーツは、南相馬の横川ダムからずっと下ってきて南下しているようである。そこから枝別れしていると聞いている。

(羽鳥：男性)

専門家の知見で通知出した方がいいかもしれない。鳥獣被害に遭わないために、予防法とか、クマには背を向けてはいけないとか、死んだフリは通用しないだろうし、お墓参りの時など、家の敷地や草むらに入ってきたら分からないから怖い。

閉会 15時36分